



【第 54 回】 2013 年 7 月 31 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## 安倍政権の命運を占う 2 つの政策

### 消費税率引き上げと法人税減税

今回の参議院選挙の焦点であったねじれは解消した。次なる課題は、ねじれを解消して何をやるか、ということである。アベノミクスには、大きな期待を寄せつつも、その出口まで見届けないと最終評価は難しい。まず直面する課題は秋口の、来年 4 月の消費税率引き上げの判断と、抜本的な法人税減税へのコミットである。この 2 つをどう決断するのかが、最大の試金石だ。

#### 第 1 の関門は消費税率の 法律通りの引き上げ

国民が安倍政権を支持した理由は、憲法改正や国家主義的な思想よりも、アベノミクス経済政策に対する評価である。デフレから脱却し、企業業績が改善して所得が増え物価が上がる。こうしたバランスのとれた経済を取り戻すことへの期待だ。

円安や株価の上昇などによって実体経済も動き始めているが、いまだ本格的な賃金の上昇は起きておらず、デフレ脱却後の出口戦略まで見てみないと、前向きな評価は難しい。

そのような経済運営に立ちはだかる 2 つの関門がある。

一つは、9月にも行われる予定の、消費税率の来年4月の8%への引き上げの判断、もう一つは、経済成長戦略としての法人実効税率の引き下げの帰趨である。

前者について、消費税率を予定通り引き上げ、財政健全化のコミットを内外に示すことの重要性、社会保障財源を安定的にさせ安心効果を国民に与えることの重要性は言い尽くされているので、ここでは繰り返さない。

「消費税率の引き上げは、外国の投資家を喜ばせるだけだ」という官邸アドバイザーの発言があったが、それは全くの暴論だ。消費税率の引き上げは、金利高騰リスクを軽減させ、わが国経済の持続的な成長につなげていくため、さらには社会保障の充実のために行うのである。決して外国投資家のために行うわけではない。

消費税率引き上げ後の一時的な景気の落ち込みには、12年度予算の決算剰余金(1兆3000億円程度)の一部を活用した補正予算編成で対応が可能である。

また、消費税率を1%ずつ段階的に引き上げていく、という案も出ているようだが、それが現実的でないことは、事業者に聞けばすぐわかる。2段階で引き上がるだけでも、経過措置(例えば、契約時期と支払時期とのずれの調整、返品をどう処理するのかなど)が大変なのに、5年間毎年引き上げることがどれだけ混乱を招くか、官邸は経済の現場を知る必要がある。

一つ忘れてはならない点は、消費税率引き上げ時期を延期するには、「法案を出す必要がある」という点である。自民党の旧谷垣執行部が苦勞してコミットした消費税率引き上げを延期する法律案の提出を、党内で議論することは、大きな政治リスクを生じさせるのではないか。

安倍政権の直面する初めての「国民に苦い薬を飲ませる」決断で、政治家としての資質が問われる重要局面である。

## 第2に關門は 本格的な法人税減税

外国の投資家と議論していると、彼らが期待する成長戦略は、法人税改革と特区である。TPPについては、各国の複雑な利害の中で軟着陸となるだろうから、農業改革など経済を活性化させるような大きな変化は起きないという見方だ。

特区にしても、法人税を引き下げる特区となると、わが国がOECDで、「有害な法人税率引き下げ競争はやめよう」というイニシアティブを発揮しつつある中、逆行することになるのでできないだろう。

一方6月公表の、アベノミクス「第3の矢」の成長戦略が市場から評価されず、追加的に秋口の設備投資減税が発表された。現在、投資減税の具体化に向けて政府部内で検討が行われている。

しかし、わが国経済の成長に必要な税制改革は、効果が定かでない投資減税ではないという声もすでに出始めており、9月の投資減税の決定・公表は、再び市場の期待を裏切ることになる可能性が高い。

そこで、政権が、本格的な法人税改革(法人実効税率の引き下げ)に向けて着手するかどうか(できるかどうか)、これが成長戦略の最大の試金石となる。

## **法人税減税は 課税ベースの拡大を財源に**

法人税改革を行う場合の最大の課題は財源である。財政健全化のために消費税増税が予定されている際に、財源なくして法人税減税を行うことは論理矛盾であり、事実上不可能である。

したがって、法人税改革の哲学は明瞭である。「課税ベース(課税の対象となるもの)の拡大をして財源を捻出しつつ法人税率を引き下げること」である。欧州諸国がこのような改革を行って、法人税パラドックスを生じさせたことは、[第52回](#)に書いたところである。

課税ベースの拡大は、基本的には法人税の中で行うことが望ましいが、その他の税目の見直しも含めて考えることも必要だ。

世界に最も評価の高いレーガン第2期の税制改革は、所得税・法人税など広範にわたり課税ベースを見直し、その財源で税収中立(増減税の総額が等しいこと)の税制改革を行い、所得税や法人税率を大幅に引き下げた。これが今日の米国IT産業発達の基盤となった。

課税ベースの拡大といった場合、まず考えるべきは、租税特別措置の整理縮小である。平成22年(2010)度改正で租税特別措置透明法が成立し、租税特別措置の運用実態調査が行われている。この成果を活用して、抜本的な整理統合を図ることが必要だ。

租税特別措置は、それぞれ所管の役所・業界団体・族議員という「三位一体」の既得権的のかたまりだ。その意味で租税特別措置の見直しは、税制の公平性・透明性を高め、簡素なものにするという立場からも評価できる。

また減価償却を定額法に戻すことによる財源捻出など(減価償却のスピードを遅らせるので企業には負担増となる)、税率引き下げのために必要な思い切った見直しも必要であろう。

## 法人税率高止まりの要因 = 地方税 地方税改革としての法人税改革

今回重要なことは、わが国の法人税率が高止まりしている要因が、地方法人税にあることから、地方法人税を含めて法人実効税率の引き下げを考える必要があるということだ。つまり今回の法人税改革は、地方税改革でもある。

地方税の課税ベースの拡大の具体策としては、まず、さまざまな特例措置の結果、課税ベースに大きな脱漏が生じている固定資産税の見直しだ。住宅地にある生産緑地への課税強化、新築住宅への固定資産税の6分の1の負担軽減措置の見直しなどである。

次に、地方税の応益税(サービスに応じた負担)としての性格を明確にしておくことだ。法人住民税均等割(法人住人税は、均等割と法人税割の2つで構成されており、利益に関係なく資本金等により課税されるものを均等割という)

の大幅な引き上げや赤字法人への課税強化、さらには住民税の負担者の拡大などが課税ベース拡大策となる。

アベノミクスに期待するからこそ、このような改革ができることを切に願っている。